大同大学大学院規則

（平成 2 年 4 月 1 日制定）

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　大同大学学則第 4 条の規定に基づき、大同大学大学院（以下「本大学院」という。）については、この規則の定めるところによる。

（目的）

第 2 条　本大学院は、本学の目的及び使命に則り学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検等）

第 3 条　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

3 前 2 項の点検及び評価並びに認証評価に関する事項は、別に定める。

（教育内容改善のための組織的な研修等）

第 3 条の 2　本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

第 2 章　組織

（研究科）

第 4 条　本大学院に、次の研究科を置く。

工学研究科

情報学研究科

（研究科の目的）

第 4 条の 2　本大学院の工学研究科は、科学の応用である工学を教授研究し、産業を基盤とする人間社会に科学技術面から貢献する優れた人材を育成することを目的とする。

2 本大学院の情報学研究科は、情報の科学とその広い応用にかかわる情報学を教授研究し、情報社会に貢献する優れた人物を育成することを目的とする。

（課程）

第 5 条　工学研究科の課程は、修士課程及び博士課程後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）とする。

2 情報学研究科の課程は、修士課程とする。

（課程の目的）

第 5 条の 2　修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2　博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（専攻）

第 6 条　各研究科に次の専攻を置く。

研究科	修士課程	博士後期課程
工学研究科	機械工学専攻	材料･環境工学専攻
	電気･電子工学専攻	
	建築学専攻	
	都市環境ﾃﾞｻﾞｲﾝ学専攻	
情報学研究科	情報学専攻	

第 3 章　修業年限及び収容定員

（修業年限、在学年限）

第 7 条　修士課程の標準修業年限は 2 年とし、在学年限は 4 年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は 3 年とし、在学年限は 6 年とする。

（収容定員）

第 8 条　各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

			収容定員	（入学定員）
工学研究科	修士課程	機械工学専攻	16 名	（ 8 名）
	修士課程	電気･電子工学専攻	12 名	（ 6 名）
	修士課程	建築学専攻	10 名	（ 5 名）
	修士課程	都市環境ﾃﾞｻﾞｲﾝ学専攻	10 名	（ 5 名）
		計	48 名	(24 名)
	博士後期課程	材料･環境工学専攻	9 名	（ 3 名）
情報学研究科	修士課程	情報学専攻	12 名	（ 6 名）

第 4 章　学年、学期及び休業日

（学年）

第 9 条　学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期、授業期間）

第 10 条　学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後期	10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

（休業日）

第 11 条　休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)　開学記念日 5 月 10 日

(4)　春季休業 3 月 21 日から 4 月 2 日まで

(5)　夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで

(6)　冬季休業 12 月 21 日から 1 月 9 日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。

3 臨時の休業日は、その都度これを定める。

第 5 章　教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第 12 条　本大学院は、研究科及び専攻の定める教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目及び単位数）

第 12 条の 2　各専攻の授業科目及び単位数は、別表(1)、別表(1)の 2 及び別表(2)に定める。

（単位の計算方法）

第 12 条の 3　各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

(1)　講義、演習及び論議については、15 時間の授業をもつて 1 単位とする。

(2)　実験、実習及び製図については、40 時間の授業をもつて 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(1)　特別研究

(2)　前項第 1 号及び第 2 号に規定する授業方法を併用する場合

（履修方法）

第 13 条　前条の授業科目の履修方法は、別に定める。

2 工学研究科において、教育職員免許法に基づいて所定の単位を修得し、所要の資格を取得した者が申請することができる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	高等学校教諭専修免許状	情報
電気･電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
建築学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
都市環境ﾃﾞｻﾞｲﾝ学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

3 情報学研究科において、教育職員免許法に基づいて所定の単位を修得し、所要の資格を取得した者が申請することができる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報

（成績評価及び単位の授与）

第 13 条の 2　授業科目の成績評価は、優・良・可・不可をもつて評価し、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

2　学位論文及び試験並びに博士後期課程における特別研究の成績評価は、合・否とし、合を合格、否を不合格とする。

3 合格した授業科目には、所定の単位を与える。

4 前項の規定にかかわらず、博士後期課程における特別研究にあつては、単位を付与しない。

（教育方法の特例）

第 13 条の 3　本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（連携大学院方式）

第 13 条の 4　本大学院において、教育研究上特別の必要があると認めたときは、他の研究所等との協議に基づき、当該研究所等の研究者を大学院客員教授に委嘱する等の方法により、学生が当該研究所等において研究指導を受けること（連携大学院方式と称する。）を認めることかできる。

第 6 章　単位認定及び課程の修了

（研究指導、授業担当）

第 14 条　研究指導及び授業は、大学院担当の資格を有する教員が行うものとする。

（単位の認定）

第 15 条　各履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとし、毎学期又は学年末に行う。

（論文審査及び試験）

第 16 条　論文の審査及び試験については、研究科委員会が審査委員会を組織し、その審査報告に基づいて、学長が決定する。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第 17 条　研究科委員会の審議を経て、学長が教育上有益として認めたものは、学生が本大学院に入学した後に他の大学院との協議に基づき履修した授業科目について修得した単位のうち、10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本大学院の学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第 18 条　学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院科目等履修生として修得した単位を含む。）のうち、研究科委員会の審議を経て、学長が教育上有益として認めたものは、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により、修得したものとみなす単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）により修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位を超えないものとする。

（他の大学院又は研究所等における研究指導）

第 19 条　研究科委員会の審議を経て、学長が教育上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、本大学院の学生が当該大学院又は研究所等において課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生の場合は、研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2 前項の規定は、本大学院の学生が外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けるため留学する場合に準用する。

（修士課程修了の要件）

第 20 条　修士課程の修了の要件は、大学院に 2 年以上在学し、専攻の授業科目について、30 単位を修得し、かつ必要な研究指導（学位論文の作成等に関する指導をいう。以下同じ。）を受けたうえ、本大学院の修士課程の目的に応じ、本大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会の審議を経て、学長が特に優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1 年以上在学すれば足りる。

（博士後期課程修了の要件）

第 21 条　修士課程を修了の上、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に 3 年以上在学し、専攻の授業科目について、8 単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会の審議を経て、学長が特に優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては当該 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

2 前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては当該 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは、「3 年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第 25 条第 2 号ないし第 4 号により博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、第 1 項を準用する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会の審議を経て、学長が特に優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りる。

（学位の授与）

第 22 条　修士課程を修了した者には、修士の学位を、博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出して博士の学位を申請した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士の学位を授与する。

3 学位授与に関する事項は、別に定める。

第 7 章　入学・学籍の異動

（入学時期）

第 23 条　入学の時期は学年の始めとする。ただし、第 45 条に規定する外国人留学生及び社会人

の入学の時期については、学期の始めとすることができる。

（修士課程の入学資格）

第 24 条　本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者

(2)　学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　大学に 3 年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者

(9)　本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

（博士後期課程の入学資格）

第 25 条　本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　修士の学位又は学校教育法第 104 条の規定により専門職大学院の課程を修了した者に授与される学位（以下「専門職学位」という。）を有する者

(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

（入学志願の手続）

第 26 条　入学志願者は、指定の期間内に入学検定料を納付のうえ、入学願書等、所定の書類を提出しなければならない。

（入学試験）

第 27 条　入学志願者に対しては、入学試験を行い合格者を決定する。

2 入学試験に関する事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 28 条 前条の入学試験の結果に基づき、合格通知を受けた者で、本学に入学しようとする者は、指定の期間内に入学金、授業料等を納付のうえ、所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第 29 条　本大学院を退学した者で、同一専攻に再び入学を願い出たときは、選考のうえ入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

（転入学）

第 30 条　他の大学院の学生で、本大学院に転入学を願い出た者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学年数については、研究科委員会の審議を経て、学長がこれを決定する。

（転学）

第 31 条　学生が他の大学院に転学しようとするときは、転学願を提出し、学長の許可を得て転学することができる。

（留学）

第 32 条　学生が第 17 条第 2 項又は第 19 条第 2 項の規定に基づき留学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（休学）

第 33 条　病気その他やむを得ない事由により修学できない場合は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えてはならない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

（復学）

第 34 条　休学期間内においてその事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。ただし、懲戒による退学は除くものとする。

（退学）

第 35 条　学生が退学しようとするときは、退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。ただし、懲戒による退学は除くものとする。

（除籍）

第 36 条　次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1)　在学年限を超えた者

(2)　長期にわたる欠席又は疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められた者

(3)　死亡又は行方不明となつた者

(4)　学生納付金の納付を怠り、催告されてもなお納付しない者

(5)　他の大学院に正規課程の学生として在籍していることが明らかになつた者

（復籍）

第 37 条　前条第 4 号により除籍された者が復籍を願い出た場合は、選考のうえ復籍を許可することがある。

第 8 章　入学検定料・学生納付金

（入学検定料）

第 38 条　入学検定料の額は、別表(3)に定める。

2 すでに納付した入学検定料は、返付しない。

（学生納付金）

第 38 条の 2　本規則において学生納付金とは、次のものをいう。

(1)　入学金

(2)　授業料及び施設設備費(以下「授業料等」という。)

(3)　その他諸納付金

2 学生納付金の額は、別表(3)に定める。

3 すでに納付した学生納付金は、原則として返付しない。

4 停学を命ぜられた者は、停学期間中であっても学生納付金を納付しなければならない。

5 学生納付金の納付手続きに関する事項は、別に定める。

（学生納付金の特別な取扱）

第 38 条の 3　転入学及び再入学を許可された者は、別表(3)に定める入学金を納付しなければならない。

2 復籍を許可された者は、別表(3)に定める復籍料を納付しなければならない。

（学生納付金の免除）

第 39 条　休学を許可された者の休学期間中の学生納付金は、別表(3)に定める在籍料とし、授業料等を免除する。ただし、学期の途中に休学又は復学する場合には、この限りではない。

2 学生納付金の納付期限の延長を許可され、学生納付金が未納の状態にある者が退学する場合は、未納の学生納付金を免除する。

3 学生納付金が未納の状態にある者で第 36 条第 3 号又は第 4 号により除籍となつた者は、未納の学生納付金を免除する。

4 学生納付金の納付が極めて困難な者であつて、学業に精励し、人格、操行優秀な者に対しては、願い出により選考のうえ学生納付金の一部又は全部を免除することができる。

5 次の各号の一に該当する学生は、入学金を免除する。

(1)　大同大学又は大同工業大学を卒業した者

(2)　本大学院を修了し、博士後期課程へ入学を許可された者

(3)　第 24 条第 8 項により、修士課程へ入学を許可された者

第 9 章　奨学生

（奨学生）

第 40 条　本大学院に学生の学業奨励のため、奨学生制度を設ける。

2 奨学生制度に関する事項は、別に定める。

第 10 章　賞罰

（表彰）

第 41 条　学長は、他の模範となる学生を表彰することがある。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

（懲戒）

第 42 条　学長は、学生が法令若しくは本学の規則に違反したとき又は学生の本分に反する行為をしたときは、懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者についてこれを行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当の理由がなくて出席常でない者

(4)　本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 前 3 項に規定するほか、学生の懲戒に関する事項は、別に定める。

第 11 章　科目等履修生、研究生、外国人留学生

（大学院科目等履修生）

第 43 条　本大学院の授業科目の履修を願い出た者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ大学院科目等履修生として入学を許可することがある。

（大学院特別聴講学生）

第 43 条の 2　他の大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修することを願い出た者があるときは、当該大学院との協議に基づき、大学院特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院の学生が本大学院において授業科目を履修することを願い出た場合に準用する。

（大学院研究生）

第 44 条 本大学院において特定の専門事項について研究を行うことを願い出た者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ大学院研究生として入学を許可することがある。

（大学院特別研究学生）

第 44 条の 2　他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを願い出た者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、当該大学院との協議に基づき、大学院特別研究学生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院の学生が本大学院において研究指導を受けることを願い出た場合に準用する。

（大学院外国人留学生）

第 45 条　外国人で、本大学院に入学を願い出た者があるときは、選考のうえ大学院外国人留学生として入学を許可することがある。

（関係規程）

第 46 条　前 5 条に規定する大学院科目等履修生、大学院特別聴講学生、大学院研究生、大学院特別研究学生及び大学院外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第 12 章　職員組織

（職員組織）

第 47 条　本大学院に次の職員を置く。

(1)　研究科長

(2)　副研究科長

(3)　教授、准教授、講師

（職制、業務処理）

第 47 条の 2　本大学院の職制及び業務処理に関する事項は、別に定める。

（博士後期課程担当教員、修士課程担当教員）

第 48 条　本大学院に博士後期課程を担当する博士後期課程担当教員及び修士課程を担当する修士課程担当教員を置く。

2 博士後期課程担当教員及び修士課程担当教員の資格に関する事項は、別に定める。

第 13 章　研究科委員会

（研究科委員会）

第 49 条　本大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

附　則

第 1 条　本規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 3 年 3 月 5 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 2 年度までに入学した者に対しては、この改正規定にかかわらず、なお、従前の規則を適用する。

附　則

（平成 3 年 10 月 8 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 4 年 3 月 5 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 3 年度までに入学した者に係る学生納付金の額については、本規則第 30 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 4 年 11 月 24 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 4 年度までに入学した者に係る学生納付金の額については、本規則第 30 条の規定

にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 5 年 6 月 15 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 5 年 8 月 10 日から施行する。

第 2 条　平成 4 年度までに入学した者に係る学生納付金の額については、本規則第 30 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 5 年 12 月 17 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 5 年度までに入学した学生に係る学生納付金の額については、本規則第 30 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 6 年 9 月 20 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 6 年 10 月 6 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 6 年度までに入学した学生に係る学生納付金の額については、本規則第 30 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 6 年 10 月 18 日改正）

第1条　この改正規則は、平成 6 年 10 月 18 日から施行する。

附　則

（平成 6 年 10 月 18 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

第 1 条　この改正規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

第 1 条　この改正規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 10 年 6 月 17 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 9 年度までに入学した博士後期課程学生に係わる授業科目、単位数については、第 12 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 10 年 7 月 15 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の 3 に規定する連

携大学院方式は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

（平成 11 年 2 月 17 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 10 年度までに入学した学生に係わる学生納付金の年額については第 38 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 11 年 10 月 20 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 11 年度までに入学した学生に係わる授業科目、単位数については、本規則第 12 条の別表(1)の規定に係わらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 11 年 11 月 17 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 12 年 2 月 16 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 11 年度までに入学した学生に係わる学生納付金の年額については、この第 38 条(別表 3)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 12 年 10 月 18 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 12 年度までに入学した学生に係わる授業科目、単位数については、本規則第 12 条の別表(1)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 13 年 3 月 21 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 12 年度までに入学した学生に係わる学生納付金の年額については、本規則第 38 条別表(3)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 13 年 12 月 19 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 13 年度までに入学した学生に係る授業科目、単位数については、本規則第 12 条の別表(1)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 14 年 1 月 30 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 14 年 2 月 20 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 13 年度までに入学した学生に係る授業料については、第 38 条に定める別表(3)の規定を適用する。

附　則

（平成 15 年 2 月 14 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 15 年 4 月 28 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 16 年 4 月 28 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 16 年度までに入学した学生に係る各研究科の専攻、収容定員、授業科目及び単位数については、本規則第 6 条、第 8 条、第 12 条の別表(1)及び別表(2)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 16 年 9 月 22 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 16 年度までに入学した学生に係る授業科目、単位数及び履修方法については、本規則第 12 条の別表(1)、第 13 条第 2 項及び第 13 条第 3 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 17 年 4 月 20 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 17 年度までに入学した工学研究科建設工学専攻の学生については、第 6 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該専攻に在籍する学生が在籍している間存続する。

第2条　平成 17 年度までに入学した学生に係る収容定員、授業科目及び単位数並びに履修方法については、第 6 条、第 8 条及び第 12 条別表(1)、並びに第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 17 年 7 月 20 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 17 年度までに入学した学生に係る授業科目及び単位数については、第 12 条別表(1)の 2 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 18 年 2 月 15 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 17 年度までに入学した学生に係る免許状の種類及び免許教科並びに学生納付金については、第 13 条第 2 項及び第 38 条第 1 項別表(3)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 18 年 12 月 20 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 19 年 1 月 24 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 18 年度までに入学した学生に係わる授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別表(1)の 2 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 19 年 2 月 21 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 18 年度までに入学した工学研究科機械工学専攻の学生に係わる授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別表(1)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 20 年 11 月 19 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 20 年度までに入学した工学研究科の機械工学専攻、建築学専攻及び都市環境ﾃﾞｻﾞｲﾝ学専攻の学生に係わる授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別表(1)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 21 年 4 月 1 日校名変更）

第 1 条　この改正規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 21 年 12 月 16 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 21 年度までに入学した工学研究科の電気・電子工学専攻及び情報学研究科の情報学専攻の学生に係る授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別表(1)及び 別表(1)の 2 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 22 年 12 月 15 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 22 年度までに入学した工学研究科の機械工学専攻及び都市環境デザイン学専攻並びに情報学研究科の情報学専攻の学生に係る授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別

表(1)及び別表(1)の 2 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 23 年 12 月 21 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 23 年 12 月 21 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 24 年 9 月 19 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 24 年度までに入学した学生に係る学生納付金については、第 38 条の 2 第 1 項及び同条第 2 項別表(3)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 24 年 11 月 21 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 24 年度までに入学した工学研究科の機械工学専攻及び電気・電子工学専攻並びに情報学研究科の情報学専攻の学生に係る授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別表(1)及び別表(1)の 2 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 25 年 11 月 20 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 25 年度までに入学した工学研究科の機械工学専攻及び都市環境デザイン学専攻並びに情報学研究科の情報学専攻の学生に係る授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別表(1)及び別表(1)の 2 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 26 年 11 月 19 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 26 年度までに入学した学生に係る授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別表(1)、別表(1)の 2 及び別表(2)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

（平成 27 年 2 月 25 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（平成 27 年 12 月 22 日改正）

第 1 条　この改正規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条　平成 27 年度までに入学した学生に係る授業科目及び単位数については、第 12 条の 2 別表(1)及び別表(1)の 2 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表(1)　工学研究科（修士課程）教育課程表（第 12 条の 2 関係）

1．機械工学専攻

部類	コース	授　業　科　目	単位数	毎週授業時間数				備考
				１年次		２年次		
				1	2	3	4	
［１］講義	コース共通	ベンチャービジネス特論	1	1	＜1＞			集中
		経済学特論	1	1	＜1＞			集中
		地球環境科学特論	1	1	＜1＞			集中
		外国文化特論	1	1	＜1＞			集中
		機械工学特別講義Ⅰ	1	1	＜1＞			集中
		機械工学特別講義Ⅱ	1			1	＜1＞	集中
		航空宇宙工学特論	1	1	＜1＞			集中
		生産管理特論	1	1	＜1＞			集中
		情報数理解析学特論	1		1			集中
	機械工学コース	材料力学特論	2	2				
		材料強度学特論	2		2			
		環境材料工学特論	2	2				
		機械システム制御特論	2		2			
		溶融成形加工学特論	2	2				
		先端加工学特論	2		2			
		自動車運動力学特論	2		2			
		航空熱流体力学特論	2	2				
		熱流体シミュレーション特論	2		2			
		環境流体力学特論	2	2				
		トライボロジー設計学特論	2		2			
		アクチュエータ工学特論	2		2			
		強度設計学特論	2	2				
		熱エネルギーシステム設計学特論	2	2				
		変形加工学特論	2	2				
	総合機械工学コース	変形解析シミュレーション特論	2	2				
		生産プロセス特論	2	2				
		信号処理特論	2	2				
		制御工学特論	2	2				
		コンピュータビジョン特論	2	2				
		情報処理技術特論	2		2			
		情報機械特論	2		2			
		機械知能特論	2	2				
		熱流体計測特論	2	2				
［２］演習	機械工学コース	材料力学特別演習	2		2			
		材料強度学特別演習	2			2		
		環境材料工学特別演習	2		2			
		機械システム制御特別演習	2			2		
		溶融成形加工学特別演習	2		2			
		先端加工学特別演習	2			2		
		自動車運動力学特別演習	2			2		
		航空熱流体力学特別演習	2		2			
		熱流体シミュレーション特別演習	2			2		
		環境流体力学特別演習	2		2			
		トライボロジー設計学特別演習	2			2		
		アクチュエータ工学特別演習	2			2		
		強度設計学特別演習	2		2			
		熱エネルギーシステム設計学特別演習	2		2			
		変形加工学特別演習	2		2			

部類	コース	授業科目	単位数	毎週授業時間数				備考
				１年次		２年次		
				1	2	3	4	
部類	総合機械工学コース	変形解析シミュレーション特別演習	2		2			
		生産プロセス特別演習	2		2			
		信号処理特別演習	2		2			
		制御工学特別演習	2		2			
		情報処理技術特別演習	2			2		
		情報機械特別演習	2			2		
		機械知能特別演習	2		2			
		熱流体計測特別演習	2		2			
［３］研究	コース共通	特別研究Ⅰ	1.5	◎				
		特別研究Ⅱ	1.5		◎			
		特別研究Ⅲ	1.5			◎		
		特別研究Ⅳ	1.5				◎	
		学外研修	2	◎	＜◎＞			

（注）毎週授業時間数の＜　＞は、直前期に開講をしない場合に、当該期に開講することを示す。

2．電気・電子工学専攻

部類	授業科目	単位数	毎週授業時間数				備考
			１年次		２年次		
			1	2	3	4	
［1］講義	エネルギー変換工学特論	2	2				
	パワーエレクトロニクス特論	2		2			
	制御工学特論	2	2				
	分析・計測工学特論	2		2			
	固体電子工学特論	2	2				
	デバイス工学特論	2		2			
	画像情報学特論	2		2			
	電気・電子回路特論	2	2				
	エレクトロニクス実装特論	2		2			
	電気・電子特別講義Ⅰ	1	1	＜1＞			集中
	電気・電子特別講義Ⅱ	1			1	＜1＞	集中
	ベンチャービジネス特論	1	1	＜1＞			集中
	経済学特論	1	1	＜1＞			集中
	地球環境科学特論	1	1	＜1＞			集中
	外国文化特論	1	1	＜1＞			集中
［2］演習	電気･電子工学特別演習Ⅰ	2	2				
	電気･電子工学特別演習Ⅱ	2		2			
	電気･電子工学特別演習Ⅲ	2			2		
	電気･電子工学特別演習Ⅳ	2				2	
	電気･電子回路特別演習	2	2				
［3］研究	電気･電子工学特別研究Ⅰ	1.5	◎				
	電気･電子工学特別研究Ⅱ	1.5		◎			
	電気･電子工学特別研究Ⅲ	1.5			◎		
	電気･電子工学特別研究Ⅳ	1.5				◎	
	学外研修	2	◎	＜◎＞			

（注）毎週授業時間数の＜　＞は、直前期に開講をしない場合に、当該期に開講することを示す。

3. 建築学専攻

部類	授業科目	単位数	毎週授業時間数				備考
			1 年次		2 年次		
			1	2	3	4	
［1］講義	建築生産特論	2	2				
	建築構造学特論	2		2			
	建築史特論	2	2				
	建築設計特論	2		2			
	空間計画学特論	2			2		
	建築環境学特論Ⅰ	2	2				
	建築環境学特論Ⅱ	2		2			
	建築設計特別講義	1		1			
	建築生産特別講義	1			1		
	ベンチャービジネス特論	1	1	＜1＞			集中
	経済学特論	1	1	＜1＞			集中
	地球環境科学特論	1	1	＜1＞			集中
	外国文化特論	1	1	＜1＞			集中
［2］演習	建築生産・構造学特別演習	2			2		
	建築史特別演習	2		2			
	建築設計特別演習Ⅰ	2	2				
	建築設計特別演習Ⅱ	2		2			
	建築設計特別演習Ⅲ	2			2		
	建築環境学特別演習Ⅰ	2	2				
	建築環境学特別演習Ⅱ	2		2			
	実用英語特別演習Ⅰ	2	2				
	実用英語特別演習Ⅱ	2		2			
［3］研究	建築学特別研究Ⅰ	1.5	◎				
	建築学特別研究Ⅱ	1.5		◎			
	建築学特別研究Ⅲ	1.5			◎		
	建築学特別研究Ⅳ	1.5				◎	
	学外研修	4	◎	＜◎＞			

（注）毎週授業時間数の＜　＞は、直前期に開講をしない場合に、当該期に開講することを示す。

4.都市環境デザイン学専攻

部類	コース	授業科目	単位数	毎週授業時間数 1年次 1	1年次 2	2年次 3	2年次 4	備考
［１］講義	コース共通	ベンチャービジネス特論	1	1	＜1＞			集中
		経済学特論	1	1	＜1＞			集中
		地球環境科学特論	1	1	＜1＞			集中
		外国文化特論	1	1	＜1＞			集中
		都市環境デザイン学特別講義Ⅰ	1	1	＜1＞			集中
		都市環境デザイン学特別講義Ⅱ	1			1	＜1＞	集中
	土木・環境コース	構造工学特論	2	2				
		建設材料学特論	2	2				
		環境地盤工学特論	2	2				
		土壌・地下水工学特論	2	2				
		水圏環境学特論	2	2				
		環境工学特論	2	2				
		都市・交通政策特論	2		2			
	かおりデザインコース	嗅覚測定法特論	2	2				
		においの心理生理評価特論	2	2				
		臭気の制御法特論	2		2			
		におい・かおり成分分析法特論	2		2			
［２］演習	コース共通	実用英語特別演習Ⅰ	2	2				
		実用英語特別演習Ⅱ	2		2			
	土木・環境コース	構造工学特別演習	2		2			
		建設材料学特別演習	2		2			
		環境地盤工学特別演習	2		2			
		土壌・地下水工学特別演習	2		2			
		水圏環境学特別演習	2		2			
		環境工学特別演習	2		2			
		社会統計学特別演習	2	2				
	かおりデザインコース	脱臭性能評価特別演習	2	2				
		におい・かおり測定特別演習	2		2			
［３］研究	コース共通	都市環境デザイン学特別研究Ⅰ	1.5	◎				
		都市環境デザイン学特別研究Ⅱ	1.5		◎			
		都市環境デザイン学特別研究Ⅲ	1.5			◎		
		都市環境デザイン学特別研究Ⅳ	1.5				◎	
		学外研修	2	◎	＜◎＞			

（注）毎週授業時間数の＜　＞は、直前期に開講をしない場合に、当該期に開講することを示す。

別表(1)の２　情報学研究科（修士課程）教育課程表（第 12 条の２関係）

情報学専攻

部類	コース	授業科目	単位数	毎週授業時間数 1年次 1	1年次 2	2年次 3	2年次 4	備考
［１］講義	コース共通	ベンチャービジネス特論	1	1	＜1＞			集中
		経済学特論	1	1	＜1＞			集中
		地球環境科学特論	1	1	＜1＞			集中
		外国文化特論	1	1	＜1＞			集中
		情報社会倫理特論	2		2			
		情報学特別講義Ⅰ	1	1	＜1＞			集中
		情報学特別講義Ⅱ	1			1	＜1＞	集中
	情報システムコース	音響情報学特論	2	2				
		コンピュータシステム特論	2	2				
		コンピュータビジョン特論	2	2				
		情報統計学特論	2	2				
		センシングシステム特論	2	2				
		音声音楽情報処理特論	2		2			
		システムプログラミング特論	2		2			
		情報ネットワーク特論	2		2			
		制御システム特論	2		2			
		データ工学特論	2		2			
	情報デザインコース	映像製作特論	2	2				
		コーポレートコミュニケーション特論	2	2				
		コンピュータグラフィックス特論	2	2				
		コンピュータミュージック制作特論	2	2				
		メディアプロデュース特論	2	2				
		インダストリアルデザイン特論	2		2			
		企業情報とデザインマネジメント特論	2		2			
		視覚表現特論	2		2			
		製品開発特論	2		2			
		マーケティング特論	2		2			
	経営情報コース	経営学特論	2	2				
		地域経済学特論	2	2				
		物流システム特論	2		2			
		環境情報特論	2		2			
［２］演習	コース共通	情報学特別演習Ⅰ	2	2				
		情報学特別演習Ⅱ	2		2			
		情報学特別演習Ⅲ	2			2		
		情報学特別演習Ⅳ	2				2	
［３］研究		情報学特別研究Ⅰ	1.5	◎				
		情報学特別研究Ⅱ	1.5		◎			
		情報学特別研究Ⅲ	1.5			◎		
		情報学特別研究Ⅳ	1.5				◎	
		学外研修	2	◎	＜◎＞			

（注）毎週授業時間数の＜　＞は、直前期に開講をしない場合に、当該期に開講することを示す。

別表(2)　工学研究科(博士後期課程) 教育課程表(第 12 条の 2 関係)

材料･環境工学専攻

学科目	部類	授業科目	単位数	履修年次	備考
機能材料工学	特論	機能材料工学特論Ⅰ	2	1～3	・履修年次「1～3」は、1年次から3年次までのいずれかで開講することを意味する。 ・履修年次「1・2・3」は、原則として1年次から3年次まで、全て履修することを意味する。
		機能材料工学特論Ⅱ	2	1～3	
	輪講	機能材料工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		機能材料工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		機能材料工学輪講Ⅲ	2	1～3	
	特別研究	機能材料工学特別研究		1・2・3	
電子デバイス工学	特論	電子デバイス工学特論Ⅰ	2	1～3	
		電子デバイス工学特論Ⅱ	2	1～3	
		電子デバイス工学特論Ⅲ	2	1～3	
	輪講	電子デバイス工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		電子デバイス工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		電子デバイス工学輪講Ⅲ	2	1～3	
	特別研究	電子デバイス工学特別研究		1・2・3	
熱プロセス工学	特論	熱プロセス工学特論Ⅰ	2	1～3	
		熱プロセス工学特論Ⅱ	2	1～3	
		熱プロセス工学特論Ⅲ	2	1～3	
	輪講	熱プロセス工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		熱プロセス工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		熱プロセス工学輪講Ⅲ	2	1～3	
	特別研究	熱プロセス工学特別研究		1・2・3	
環境材料工学	特論	環境材料工学特論Ⅰ	2	1～3	
		環境材料工学特論Ⅱ	2	1～3	
		環境材料工学特論Ⅲ	2	1～3	
	輪講	環境材料工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		環境材料工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		環境材料工学輪講Ⅲ	2	1～3	
	特別研究	環境材料工学特別研究		1・2・3	
電磁・環境工学	特論	電磁・環境工学特論Ⅰ	2	1～3	
		電磁・環境工学特論Ⅱ	2	1～3	
		電磁・環境工学特論Ⅲ	2	1～3	
	輪講	電磁・環境工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		電磁・環境工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		電磁・環境工学輪講Ⅲ	2	1～3	
	特別研究	電磁・環境工学特別研究		1・2・3	
環境デザイン工学	特論	環境デザイン工学特論	2	1～3	
		環境デザイン学特論Ⅰ	2	1～3	
		環境デザイン学特論Ⅱ	2	1～3	
	輪講	環境デザイン工学輪講Ⅰ	2	1～3	
		環境デザイン工学輪講Ⅱ	2	1～3	
		環境デザイン工学輪講Ⅲ	2	1～3	
	特別研究	環境デザイン工学特別研究		1・2・3	
共通	特別講義	材料・環境工学特別講義	2	1～3	
		学外研修	2	1～3	
		特別調査演習	2	1～3	

別表(3)　入学検定料･学生納付金(第 38 条･第 38 条の 2･第 38 条の 3･第 39 条関係)

1. 入学検定料

納付金種別	金　額
入学検定料	35,000 円

2. 学生納付金

(1)入学金

①修士課程

第 28 条に規定する入学及び第 30 条に規定する転入学は 150,000 円とし、
第 29 条に規定する再入学は 70,000 円とする。

②博士後期課程

第 28 条に規定する入学及び第 30 条に規定する転入学は 277,000 円とし、
第 29 条に規定する再入学は 130,000 円とする。

(2)授業料及び施設設備費

①修士課程

納付金種別	1 年次	2 年次
授業料	535,800 円	535,800 円
施設設備費	305,000 円	305,000 円
計	840,800 円	840,800 円

②博士後期課程

納付金種別	1 年次	2 年次	3 年次
授業料	540,800 円	540,800 円	540,800 円
計	540,800 円	540,800 円	540,800 円

(3)その他諸納付金

①復籍料

30,000 円とする。

②休学時の在籍料

年額　60,000 円とする。
ただし、前期又は後期の休学を許可された場合の在籍料は、年額の 2 分の 1 とする。